管内事務職員会　平成２７年１月研修会　亘理地区話題提供

「公務災害・通勤災害について～認定・補償請求～」

質疑応答

Q　公務災害により通院することになりました。認定通知がなされるまでは、医療機関に医療費を支払わなくても良いのでしょうか？

A　まず、怪我・病気の理由が公務によるものであることを医療機関に申し出ます。あわせて、「公務災害（通勤災害）手続証明書　支部様式第１０１号」を提出していれば、医療費の支払いはありません。

ここで１つ事例があるのですが、医療機関によって、手続証明書を提出しているにも関わらず、医療費の支払い（１０割）を求められることがあります。公務災害が認定されるまで、半年かかりましたが、その間の医療費は支払い続けていました。公務災害と認定されたことを報告した時点で、支払っていた医療費は返金されました。受診の際、確認をしておいた方が良いと思います。

資料訂正

　公務災害・通勤災害について～認定・補償請求～　P17

☆被災してしまった場合の対応及び手続き

　　６．治ゆ（傷病が治った又は症状が固定し医療効果が期待できなくなった）

　　　①　治ゆした場合は、速やかに治ゆ報告書を提出します。

　　　　　　軽度の負傷等の場合は、認定請求書と同時に提出してもかまいません。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　↓

　　　　　　　　　　　　　　　　　療養請求書

* 治ゆ報告書は、認定されてから提出します。